

## 千葉県環境影響評価条例〈抜粋〉

### 第4章 環境影響評価の手続等

#### 第1節 事業計画概要書の作成等

中略

#### 第4節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第17条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、環境影響評価等技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第9条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 第12条第1項の意見の概要
- (3) 第13条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果として次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 環境の保全のための措置（当該措置の代替案の検討その他当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ 環境影響評価を行った後の環境の状況を監視するために実施する調査の時期、項目及び方法並びに当該調査の結果の公表に関する計画（以下「監視計画」という。）その他当該環境の状況の把握のための措置

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

オ 調査の結果

- (7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 第9条第2項から第5項までの規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書説明会計画書の承認)

第18条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）について、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「準備書説明会計画書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (2) 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を周知させるための方法
- (3) その他準備書説明会の開催を予定する日時及び場所に関し規則で定める事項

2 第9条の2第2項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第2項第1

号中「地域」とあるのは「地域（第12条第1項及び第13条第1項の意見並びに第16条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み当該地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

（準備書等の提出）

第19条 事業者は、前条第1項の承認を受けた後、市長に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を、準備書説明会計画書に記載された準備書説明会の開催を予定する日の30日前までで、かつ、法令又は条例に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許可等」という。）を求める行為その他の規則で定める行為を行う前までに、提出しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧等）

第20条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、事業者から準備書の提出を受けた旨並びに準備書説明会計画書に記載された準備書説明会の開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を公告し、準備書及び要約書の写しを公告の日から起算して30日間縦覧に供するものとする。

2 第11条第2項の規定は、準備書について準用する。この場合において、「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催等）

第21条 事業者は、準備書説明会に記載された日時及び場所において、規則で定めるところにより、準備書説明会を開催しなければならない。

2 第11条の2第2項から第4項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前3項」とあるのは「第21条第2項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（準備書についての意見書の提出等）

第22条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第20条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項の期間を経過した後、速やかに、事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写し（同項の意見書が提出されなかった場合には、その旨を記載した書面）を送付するものとする。

（見解書の作成等）

第23条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、規則で定めるところにより、当該意見書の写しに記載された意見についての事業者の見解を記載した書類（以下「見解書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、見解書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から見解書の提出を受けた旨を公告し、見解書の写しを公告の日から起算して15日間縦覧に供するものとする。

3 第11条第2項の規定は、見解書について準用する。この場合において、「方法書及び要約書」と

あるのは、「見解書」と読み替えるものとする。

(準備書についての市長の意見)

第24条 市長は、見解書の提出を受けたとき、又は第22条第1項の意見書が提出されなかったときは、事業者に対し、規則で定める期間内に、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、第22条第1項の意見及び見解書に記載された見解並びに次条第1項の規定により公聴会が開催された場合にあっては当該公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

3 第13条第3項及び第14条の規定は、準備書について準用する。

#### 参 考

(千葉市環境影響評価審査会への諮問)

第14条 市長は、前条第1項の意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

(公聴会の開催等)

第25条 市長は、前条第1項の意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会を開催し、準備書又は見解書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の公聴会を開催するときは、規則で定めるところにより、その開催を予定する日の15日前までにその開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を公告するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第5節 評価書の作成等

(評価書の作成)

第26条 事業者は、第24条第1項の意見が述べられたときはこれを尊重して、準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第9条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 第6条及び第8条から第30条までの規定による事前配慮、環境影響評価その他の手続を経ること。

(2) 第9条第1項第1号又は第17条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び次条から第30条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 環境影響評価等技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下第29条まで及び第33条において「評価書」という。）を、環境影響評価等技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

(1) 第17条第1項各号に掲げる事項

- (2) 第22条第1項の意見の概要
- (3) 第24条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 準備書の記載事項について修正をした場合は、当該修正の内容

(評価書等の提出)

第27条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、市長に対し、評価書及びこれを要約した書類(第29条第3項において「要約書」という。)を提出しなければならない。

(評価書についての市長の意見)

第28条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

- 2 市長は、前項の意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

中略

## 第8章 千葉市環境影響評価審査会

(市長意見の形成の手続)

第52条 この条例に規定する事項その他環境影響評価に関し市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 千葉市環境影響評価条例施行規則〈抜粋〉

### 第7章 千葉市環境影響評価審査会

(会長及び副会長)

第94条 千葉市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第95条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第96条 審査会は、専門的事項について調査審議するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会の会議の経過及び結果を審査会に報告する。
- 5 前条第1項から第3項までの規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(審査会の運営)

第97条 前3条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(庶務)

第98条 審査会の庶務は、環境局環境保全部環境保全課において処理する。